

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

淡路市の総人口は、国勢調査によると昭和35年以降減少傾向にあり、近年では、その傾向が顕著となっている。

また、年齢構成比率の推移をみると、平成2年度を境に老年人口が年少人口を上回り、その幅が拡大するなど少子高齢化が進行するとともに、核家族化も進行している。

淡路市の人口と年齢3区分比率の推移

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		(0～14歳)	(15～64歳)	(65歳以上)
昭和35年	71,387人	22,813人 (32.0%)	41,764人 (58.5%)	6,810人 (9.5%)
昭和50年	59,298人	12,256人 (20.7%)	38,037人 (64.1%)	9,005人 (15.2%)
平成2年	54,643人	9,662人 (17.7%)	33,861人 (62.0%)	11,120人 (20.4%)
平成17年	49,078人	6,042人 (12.3%)	28,349人 (57.8%)	14,488人 (29.5%)
平成27年	43,977人	4,944人 (11.2%)	23,068人 (52.5%)	15,965人 (36.3%)

年齢3区分比率は、小数点第2位で端数処理しているため、合計値が100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

産業構造のうち、本市の就業者数は、総人口の減少に伴い減少しているが、総人口に占める割合としては、昭和50年以降、大きく変更はなく、就業者数の減少は、若年層の流出と関連しているものと考えられる。

また、産業大分類別人口の構成では、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加し、移行が進んでいるものの、第1次、第2次産業の就業者数の減少を補うには至っておらず、地域の課題となっている。

淡路市の産業別人口の動向

	就業者総数	総人口	総人口に占める 就業者数割合	就業人口比率		
				第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業
昭和35年	31,664人	71,387人	44.4%	51.1%	18.5%	30.3%
昭和50年	28,480人	59,298人	48.0%	32.1%	28.0%	39.8%
平成2年	26,987人	54,643人	49.4%	24.9%	27.8%	47.2%

平成17年	24,187人	49,078人	49.3%	18.6%	24.4%	56.4%
平成27年	20,979人	43,977人	47.7%	15.1%	20.5%	60.1%

産業別人口比率は、小数点第2位で端数処理しているため、合計値が100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

市内産業の99%以上を占めている中小企業者は、本市の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしており、中小企業の振興は、本市経済の発展のためには重要性が高い。

また、労働生産性（1人当たり粗付加価値額）は、年々減少傾向にあり、生産性の向上が急務となっている。

労働生産性（1人当たり粗付加価値額）の推移

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
粗付加価値額【万円】	製造業計	2,461,937	2,304,919	2,229,396
従業員数【人】	製造業計	3,014	2,922	2,872
労働生産性（1人当たり粗付加価値額）【万円】		816.8	788.8	776.3

資料：工業統計調査

（2）目標

「生産年齢人口」（15～64歳）の大幅な減少を抑制し、本市における「就業者総数」の現状維持に努めることを大前提として、地域経済や雇用に直結する製造業（輸送用・はん用・生産用機械器具製造業）等においては、労働生産性がまだまだ低調であるため、設備投資やIT投資等を積極的に取り組んでいくことで、市内での中小企業全体の生産性の向上を図り、1人当たり粗付加価値額の増加に繋げ、市全体の労働生産性を高めていく。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業の経営基盤強化、経営資源の確保・充実及び事業の活性化を図り、市内の中小企業者全体の生産性を向上させていく必要があるため、多種多様な設備に対応することが望ましく、先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組みを促すため、特定の地域を限定することなく、淡路市内における全ての地域を対象地域に定める。

(2) 対象業種・事業

市内産業の99%以上を占めている中小企業者は、本市の地域経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしていることから、対象業種については、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する業種として、労働生産性を高めることのできる全ての事業を対象事業と定める。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれの期間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としないよう雇用の安定に配慮すること。

設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないこと。

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないため、健全な地域経済の発展に配慮すること。

市税を滞納していないこと。

市は、認定に当たって、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出及びその他必要な手段を取ることができるものとする。

ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮できるものとして、市が、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることができるものとする。